

返戻金制度について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規定に基づき解雇となった場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

退職時期	返戻金の割合
入社 1 ヶ月以内に退職の場合	返戻金 支払った成果報酬の 80%
入社 1 ヶ月を超えて 2 ヶ月以内に退職の場合	返戻金 支払った成果報酬の 50%
入社 2 ヶ月を超えて 3 ヶ月以内に退職の場合	返戻金 支払った成果報酬の 20%
入社 3 ヶ月を超えて退職の場合	返戻金 なし

※成果報酬の返戻については、その事由発生の事実を当社に書面で申し入れを行い、当社がその申し出を受理した時点の翌月末に返金致します。

※本返戻金制度は、上記を上限として個別に求人者との契約締結したものにのみ、定めます。

許可番号

26-ユ-300754

事業所の名称及び所在地

株式会社 ネオシスエイワ
京都府相楽郡精華町下泊本庄7-1